

令和3年11月25日

第5回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第5回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和3年11月25日(木) 午後2時00分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

議事日程

- 報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
(所有権移転分)
(利用権設定分)
- 議案第 2 号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について
- 議案第 3 号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更・~~除外~~・~~編入~~）申出の意見決定について
- 議案第 4 号 「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について
- 議案第 5 号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について
- 議案第 6 号 農用地あっせん申出について
- 議案第 7 号 荒廃農地に係る非農地判断について
- 議案第 8 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見決定について

その他

1 出席委員

農業委員

1 番 蓑 田 六 雄	2 番 松 木 茂 久	3 番 田 中 健 一
4 番 西 山 昭 二	5 番 澤 山 建 志	6 番 西川路 利 広
7 番 德 留 博 昭	8 番 田 代 繁 樹	9 番 永 吉 正 文
10 番 内 蘭 光 弘	11 番 西 村 久 則	12 番 德 留 幸 信
13 番 井 手 康 則	14 番 奥 村 祐 樹	15 番 井 元 清八郎
16 番 前 田 真津美	17 番 生 川 裕 也	18 番 濱 田 保
19 番 川 畑 ゆりえ		

農地利用最適化推進委員

20 番 川 畑 淳 一	21 番 上 拂 忠	22 番 田之上 洋
23 番 濱 田 卓 郎	24 番 德 留 力 雄	25 番 廣 森 修
26 番 住 吉 俊 光	27 番 大 迫 恵 太	28 番 物 袋 唱 二
29 番 湯之上 大 幸	30 番 南 圭 司	31 番 小 村 亮 太
32 番 藏 蘭 堅 志	33 番 塚 田 幸 美	34 番 石 嶺 義 孝
35 番 前 田 剛	36 番 上 赤 政 行	37 番 坂 本 三 好
38 番 鐘 撞 望		

1 小委員長

17 番 生 川 裕 也

1 欠席委員

なし

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長	西 村 里 志
主幹兼農地総務係長	堀之内 秀一郎
農地総務係主査	東 川 善 久
振興係長	吹 留 義 輝
振興係主査	向 吉 真 一
振興係主事	今 吉 蓮 樺
人・農地プラン推進室長	嶺 元 和 仁 (農業委員会事務局参事)
主幹兼推進係長	前 田 昭 市 (農業委員会事務局振興担当主幹)
推進係主任	宮 崎 美 里 (農業委員会事務局振興担当主任)

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地総務係長 堀之内 秀一郎

1 開会	午後2時00分
事務局	全員、ご起立願います。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第5回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「9番委員」と「12番委員」を指名いたします。 早速、議題に入ります。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案書の3ページをお開きください。 今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分は5件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 今月の所有権移転分につきましては、経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると思われま。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第1号のうち、所有権移転分の1番から4番についてご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。

議長	議案第1号のうち所有権移転分の1番から4番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第1号のうち、所有権移転分の1番から4番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第1号のうち、所有権移転分の5番については小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	11月10日の転用調査時に、私と、19番、29番委員と事務局3名の計6名で、現地確認調査を行いましたので、ご報告いたします。
	番号5番ですが、譲受人、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、農業用倉庫です。
	資料の1ページをお開きください。
	対象地は、 から北西へ300m行った農地で、東は市道、西は宅地及び用悪水路、それ以外は畑に接しています。
	農地区分・許可事項については、10ha以上の広がりのある農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当しますが、不許可の例外である農業用施設に該当いたします。
	申請人は、主に農産物生産加工及び販売を行う法人ですが、経営の規模拡大を図るため、今回、基盤法で取得する農地に、新たに農業用倉庫を建築する計画であります。
	土地の形状については現状で、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。
	また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。
	以上報告のとおり、今回の所有権移転に伴う転用につきまして、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。
	それでは、議案第1号のうち、所有権移転分の5番についてご審議願います。
	ご質疑、ご意見はございませんか。
7番委員	転用とのことですが、用途区分の変更は必要ありませんか。
事務局	申請地については、農用地区域外ですので変更手続きは不要となります。
7番委員	分かりました。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

2 番委員 事務局	基盤法の所有権移転は転用目的でもできるのですか。 基盤法での所有権移転は、通常、耕作目的ですが、農業用施設としての利用目的も可能となっております。この場合は、農地法の転用許可も不要となっております。
2 番委員 議長 委員 議長	分かりました。 ほかにご質疑、ご意見はございませんか。 「なし」の声あり。 議案第 1 号のうち所有権移転分の 5 番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第 1 号のうち、所有権移転分の 5 番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	今月の議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分は、議案書の 5 ページから 11 ページまでの 25 件で、うち新規が 19 件、再設定が 6 件となっております。 また、農地中間管理機構への貸付分 3 件と農地中間管理機構からの借受分 3 件は重複しています。 それでは、議案書の 5 ページをお開きください。 (番号 1 を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 なお、11 ページの総合計は 42 筆、35, 854 m²、農地中間管理事業の重複分を除くと、38 筆、29, 468 m²となっております。 今回の利用権設定分につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第 1 号のうち、利用権設定分の 1 番についてご審議願います。 これにつきましては、会議規則第 25 条の規定に基づき議長を降り退席いたしますので、2 番委員に議長をお願いいたします。 (議長の退席確認 2 番委員と議長を交代)
議長	

議長	1 番委員に代わりまして、しばらくの間議長を務めさせていただきます。 それでは、議案第 1 号のうち利用権設定分の 1 番についてご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
3 1 番委員	これについては、中間管理機構の利用は考慮しなかったのでしょうか。
事務局	これについては、双方が中間管理機構の利用を希望しなかったものです。あくまでも機構の利用は、双方の合意のもとで利用されるものですから、事務局が強制するものではありません。
議長 委員 議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。 「なし」の声あり。 議案第 1 号のうち利用権設定分の 1 番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第 1 号のうち、利用権設定分の 1 番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 利用権設定 1 番の審議が終了しましたので、1 番委員と議長を交代いたします。 （1 番委員の復席確認 1 番委員に議長を交代）
議長	次に、議案第 1 号のうち、利用権設定分の 2 番と 3 番についてご審議願います。 これにつきましても、会議規則第 2 5 条の規定により、2 番委員の退席を求めます。 （2 番委員の退席確認） ご質疑、ご意見はございませんか。
委員 議長	「なし」の声あり。 議案第 1 号のうち利用権設定分の 2 番と 3 番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第 1 号のうち、利用権設定分の 2 番と 3 番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 （2 番委員の復席確認） 次に、議案第 1 号のうち、利用権設定分の 4 番から 7 番についてご審

事務局

議題います。この4番から7番については、新規就農者3名に関する案件であり、営農状況等の調査を地区担当委員並びに事務局で行っておりますので、報告につきましては、事務局による一括報告といたします。

それでは、事務局に報告を求めます。

それでは、新規就農者について報告いたします。

申請者、土地の所在、地目、面積等については、議案にお示しのとおりです。

また、営農計画書については、資料の2ページから4ページに掲載していますので、併せてご覧ください。

まず、4番につきましては、17番委員と25番委員に調査を行っていただきました。

申請人は、船員を定年退職後、家庭菜園をする妻とともに、自分も農業をしたいと思い、このたび新規就農者となりました。

農機具等は、自己の所有するものを使用し、栽培技術、機械の操作については、定年前から使用していたため問題はありません。

栽培品目としては、オクラ、エンドウ、芋を中心に年間販売高150万円を目指しています。

作業に従事するのは、基本的に妻と二人ですが、繁忙期には娘の手伝いももらうとのことでした。

なお、営農計画書を資料の2ページに添付していますので、ご参照ください。

次に、5番と6番につきましては、5番委員と36番委員に調査を行っていただきました。

申請人は、他産業に従事しておりましたが、野菜の生産に興味があり、このたび新規就農者となりました。

農機具等は、自己の所有するものを使用し、栽培技術、機械の操作については、友人から教わるため問題はありません。

栽培品目としては、オクラ、スナップを中心に年間販売高800万円を目指しています。

作業に従事するのは、基本的に一人ですが、繁忙期には妻に手伝いをもらうとのことでした。

なお、営農計画書を資料の3ページに添付していますので、ご参照ください。

最後に、7番につきましては、事務局で調査を行いました。

申請人は、会社勤めをしておりましたが、農業をしている親の姿を見て自分も農業をしたいと思い、このたび新規就農者となりました。

	農機具等は、販売店より借用し、栽培技術、機械の操作については父から教わるため問題はありません。 栽培品目としては、オクラ、スナップを中心に年間販売高200万円を目指しているとのこと。 なお、営農計画書を資料の4ページに掲載しておりますので、ご参照ください。 以上で報告を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、事務局の報告のとおりであります。 それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の4番から7番についてご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
15番委員	5番の賃借料は70,000円、6番は1,700円と非常に開きがありますが、理由を教えてください。
事務局	まず、5番ですがハウスの使用料も含まれているためです。次に6番については、貸人は畜産業をしていますが、自宅と牛舎は■■■■にありますが、申請地については、■■■■にあり耕作するのも不便であったようで、今回、若い新規就農者から借受希望があり、知り合いでもあったためこの金額になったようです。
15番委員	分かりました。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第1号のうち、利用権設定分の4番から7番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の4番から7番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、利用権設定分の8番から11ページ25番までは一括審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
15番委員	19番と20番の使用貸借の理由を教えてください。
事務局	ここについては、どちらも荒廃農地で借人が再生して使用するもので、もともと荒廃していたところなので借地料はいらぬことで合意されたようです。
15番委員	分かりました。

議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
16番委員	17番は、立地条件の非常に良い場所で、面積の割には賃借料が安いですが、理由があるのでしょうか。
事務局	これについては、再設定ですが、賃借料も前回と同様で合意がされたようです。
16番委員	このあたりの相場からすると、安いです。貸人は県外在住者なので、そのあたりのことは分からないと思いますので、借人の方が気を利かしていただくことはできないものかと思ったところです。
事務局	これについては、貸借期間が終了する3ヶ月前に貸人、借人の双方に通知をしていますので、金額についても双方で合意のうえで決められているものと考えています。
16番委員	分かりました。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
12番委員	8番ですが、期間が1年と短いですが理由があるのでしょうか。
事務局	借人も複数年を希望したようですが、貸人が1年毎の更新でお願いしたいとのことだったようです。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第1号のうち、利用権設定分の8番から25番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第1号のうち、利用権設定分の8番から25番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを議題といたします。
	これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	11月10日、転用調査時に、私と19番、29番委員と事務局3名の計6名で現地聞き取り調査を行いましたのでご報告いたします。
	申請に基づき、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれの譲受人も意欲的に営農に取り組んでおります。
	1番は兄への贈与、2番は知人への贈与、3番は親族への贈与、4番は売買、6番と7番は親族間による交換の申請で、贈与による申請では、贈与税のことも理解しているとのことでした。
	いずれの申請地も、面的にまとまった農地を分断するようなこともな

	く、周辺への影響もないと思われます。 以上の案件に係る、農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について、前述の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。 最後に農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の6ページから27ページに添付していますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。 それでは、議案第2号のうち、1番についてご審議願います。 この1番については、新規就農者に関する案件であり、営農状況等の調査を事務局で行っておりますので、事務局に報告を求めます。
事務局	番号1番につきまして、11月9日に今回は、事務局で調査を行いましたので、報告いたします。 申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。 申請人は、土木関係の会社に勤務していた時から農業もしており、退職後、本格的に農業を始め、これまで15年ほど専業農家として営農しております。 今回、弟から贈与により農地を取得すると30aを超えることから、新規就農者となります。 農機具等についても、耕運機や動噴などを所有しており、長く使用していることから操作等の問題はありません。 栽培品目は、スナップやオクラで、年間販売高約250万円を目指しております。 なお、営農計画書を資料の5ページに添付していますので、ご参照ください。 以上、申請人は意欲的に営農に取り組んでいると判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第2号のうち、1番についてご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
31番委員	労力の日数はいかほど算定基準があるのか。それとも自己申告なのか。
事務局	これは、年間の農作業をする日数ですが自己申告です。
31番委員	その日数について証明するものがあるのですか。
事務局	日数については自己申告であり、証明も必要とはしていません。

	なお、3条の要件に年間従事日数が150日以上というものがあります。
31番委員	分かりました。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第2号のうち、1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第2号のうち、1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第2号のうち、2番から7番までをご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
15番委員	6番と7番ですが、面積に差がありますが等価交換なのですか。
事務局	これについては、等価交換となっています。申請人は叔父と甥の関係で、それぞれが交換する農地をずっと耕作しており、実際の所有者と名義人が違う状態を解消するため、今回の申請になったものです。
15番委員	分かりました。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第2号のうち、2番から7番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第2号のうち、2番から7番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更用途区分変更申出の意見決定についてを議題といたします。 これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。 まず、番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。事業目的は、農業用施設です。 資料の15ページをお開きください。 申請地は、XXXXXXXXXXから南東へ760m行った農用地区域内農地

で、東と北は畑、西は市道、南は公衆用道路に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内農地ではありますが、不許可の例外である農業振興地域整備計画指定用途に該当します。

事業計画者は、自己の耕作地に近い申請地に、農作物の保管場所として農業用倉庫を建設する計画です。

代替地についても、何箇所か検討しておりますが、いずれも事業計画を満たさず、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号2番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。事業目的は、農業用施設です。

資料の28ページをお開きください。

申請地は、[]から北西へ540m行った農用地区域内農地で、東は用悪水路、それ以外は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内農地ではありますが、不許可の例外である農業振興地域整備計画指定用途に該当します。

事業計画者は、畜産業を営む法人の代表者で、経営規模拡大に伴う堆肥施設の容量不足のため、既存施設に近い申請地に、堆肥舎を建設する計画です。

代替地についても何箇所か検討しておりますが、いずれも事業計画を満たさず、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

最後に、番号3番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。事業目的は、農業用施設です。

資料の1ページをお開きください。

申請地は、[]から南東へ490m行った農用地区域内農地で、東と南は市道、西と北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内農地ではありますが、不許可の例外である農業振興地域整備計画指定用途に該当します。

事業計画者は、自己の耕作地に近い申請地に、堆肥舎を建設するものですが、既に完成していたことから、今回始末書が添付されております。

代替地についても何箇所か検討しておりましたが、いずれも事業計画を満たさず、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では用途区分変更もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。 それでは、議案第3号の用途区分変更申出について、ご審議願います。
	ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第3号の用途区分変更申出については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更の用途区分変更申出の意見決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを議題といたします。
	これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。
	申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。
	番号1番ですが、転用目的は、農業用倉庫です。
	資料の29ページをお開きください。
	申請地は、XXXXXXXXXXから北東へ250m行った農地で、東は5条許可地、西は宅地、南は雑種地、北は市道に接しています。
	農地区分・許可事項については、10ヘクタール以上の広がりのある農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当しますが、不許可の例外である農業用施設に該当します。
	申請人は、主に農産物の生産、加工及び販売を行う法人で、今回、経営の規模拡大を図るため、既存施設に隣接する申請地に、農業用倉庫を建築する計画です。
	土地の形状については現状で、ぬかるみ対策として、アスファルトを敷設する予定であり、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。
	また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。
	以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。
	それでは、議案第4号についてご審議願います。

委員
議長

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず、番号1番と2番は関連がありますので、一括して報告いたします。転用目的は、一般住宅及び資材置場です。

資料の30ページをお開きください。

申請地は、 から南へ30m行った農地で、東は雑種地と畑、西は市道、南と北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、建築関連の事業を営む個人で、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅と、資材置場を整備する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定であり、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号3番ですが、転用目的は、駐車場です。

資料の31ページをお開きください。

申請地は、 から北へ400m行った農地で、東は市道及び水路、西は畑及び水路、南は畑及び宅地、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画

用途地域内農地に該当します。

申請人は、申請地近くで薬局を営んでおり、申請地を取得し、従業員及び来客用駐車場として整備する計画です。

土地の形状については現状で、構造物の建設もなく、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号4番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の32ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から南西へ200m行った農地で、東は畑及び宅地、西は市道、南と北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定であり、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号5番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の33ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から南西へ580m行った農地で、東は市道、西は5条許可地、南は宅地、北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、第1種農地に該当しますが、南側に住宅等が連たんしていることから、不許可の例外である集落接続施設に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定であり、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第5号についてご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議長

委員

議長	議案第５号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第５号「農地法第５条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第６号農用地あっせん申出についてを議題といたします。
事務局	事務局に議案の説明を求めます。
	議案書の１８ページをお開きください。
	議案第６号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明します。
	今月は、売渡申出１１件でございます。
	（番号１を議案書どおり読み上げ説明）
	以下につきましては、お目通しください。
	なお、見取図、地籍図につきましては、資料の３４ページから５７ページに掲載しています。
	続きまして、買受・借受希望をご説明します。議案書は２２ページになります。
	今月は、買受申出１件でございます。
	（番号１を議案書どおり読み上げ説明）
	以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。
	ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。
事務局	それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。
	まず、売渡・貸付から申し上げます。
	議案書の１８ページをお開きください。
	番号１は３６番委員と１７番委員。
	番号２は２５番委員と６番委員。
	番号３は３４番委員と１５番委員。
	番号４は３２番委員と１３番委員。
	番号５は３２番委員と１３番委員。
	番号６は１１番委員と１０番委員。

議長

委員

議長

事務局

番号7は35番委員と16番委員。

番号8は12番委員と30番委員。

番号9は28番委員と9番委員。

番号10は21番委員と3番委員。

番号11は21番委員と3番委員。

引き続き、買受・借受希望について申し上げます。

番号1は32番委員と13番委員。

以上、事務局案として提案いたします。

皆様のご審議をお願いいたします。

ただいま、事務局案が発表されました。

それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。

(各委員了解あり)

それでは、議案第6号は原案のとおり承認することとし、あっせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。

次に、議案第7号荒廃農地に係る非農地判断についてを議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

議案第7号荒廃農地に係る非農地判断についての説明をいたします。

議案書は23ページから25ページになります。

今回の対象地域は、開聞十町、開聞仙田地区になります。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

今回の非農地判断につきましては、農地法第30条に基づく利用状況調査及び農地パトロール実施要領に基づく荒廃農地調査により、農地に復元して利用することが困難と見込まれる土地として分類された農地について、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため、先月、事務局で現地確認の再調査を行いました。

その結果、議案書に記載の農地は森林の様相を呈しているなど、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、農地に該当しない土地であることが確認されました。

よって、31筆、29,695㎡の農地につきましては、農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について、承認を求めるものです。

なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、改めて農地台帳に登載することとなります。

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第7号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第7号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第7号荒廃農地に係る非農地判断については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第8号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見決定についてを議題といたします。
	これにつきましては、事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案第8号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見決定について」説明いたします。
	まず、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」とは、国が定める農業経営基盤強化促進法に基づき、おおむね5年ごとに見直しが行われる、「県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」を踏まえ、市でもその都度、見直しが行われています。
	基本構想では、本市において効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、目標とすべき所得や労働時間、育成すべき農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの指標及び農用地の利用集積を定め、その実現のためにとるべき措置等が示されています。
	令和3年3月に県の基本方針の見直しがされたことから、これに合わせて市の基本構想を見直すものです。
	これまでの経緯ですが、市では、県の基本方針を踏まえ作成した「素案」をもとに、9月から約1ヶ月間、委員の皆さんをはじめ各関係機関に意見聴取を依頼しております。
	そして出された意見を基に「素案」を修正し、10月11日から11月10日までの1ヶ月間パブリックコメントを実施したうえで、「基本構想（案）」を作成しました。
	なお、見直しにあたっては、市、県南薩地域振興局農政普及課、いぶすき農業協同組合、指宿市農林技術協会が検討・協議を行っています。
	今回、この基本構想（案）に関し、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条に基づき、市から農業委員会への意見聴取がありましたので、本

日お諮りするところです。

それでは内容の説明をいたします。

先日、議案第8号として別冊で構想案の冊子及び資料を配布しておりますが、本日は、議案第8号資料の新旧対照表を用いてご説明します。

見直内容につきましては、アンダーライン及び網掛けをしている部分です。

なお、9月に「素案」に対する意見聴取を行っていますので、本日は、「素案」以後の主な見直しのポイントのみ説明させていただきます。

それでは、議案第8号資料の5ページをお開きください。左側が見直し（案）、右側が現行の内容となっております。

ここについては、語句の整理と市内の経営形態を反映させた内容の修正がなされています。

次に6ページの7行目後半の、「地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する農業所得（主たる農業従事者1人当たり365万円）」の部分です。

「素案」の段階では、県の参考値や平成30年度市町村民所得推計主要指標を参考に、390万円としていましたが、現行と同額の365万円に修正されました。

これにつきましては、指宿市農林技術協会からの意見聴取で、「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年の生産実績から農業所得を算出したところ、ほとんどの営農類型において、農業所得は390万円を下回っており、近年の異常気象で暖冬による冬作野菜の価格低下や新型コロナウイルス感染症の影響により、ホテルや観光地などが閉鎖されることによる価格変動があるということから、前回と同額の365万円とする。」という提案がなされました。

この意見を参考に、市においても令和元年度の生産実績から農業所得を算出した結果、新型コロナウイルス感染症の影響前であっても、ほとんどの営農類型において、390万円を超えておらず、現行の365万円も超えていなかったということです。

県の基本方針、市の基本構想ともに、農業分野以外の産業と比較して遜色ない水準の生涯所得を確保し得る経営を目指すこととなっておりますが、直近2年間の市の農業の実情を踏まえると、農業所得は上げの基調にないこと、「365万円」を「案」としたパブリックコメントにおいて、意見が寄せられなかったこと、さらに、近隣の南薩3市においても据え置きで設定していることから、所得の水準を5年前と同額の

365万円としています。

次に12ページからの農業経営の指標です。

12ページから34ページの「効率的かつ安定的な農業経営」が一般的な担い手の指標で、34ページから43ページの「新たに農業経営を営もうとする青年が目標とすべき農業経営」が新規就農者の指標となっています。

また、「効率的かつ安定的な農業経営」につきましては、「個別経営体」と「組織経営体」ごとに示されています。

農業経営の指標は、市内及び周辺市の優良事例などを踏まえて、営農類型ごとの経営規模、資本装備などの生産方式の見直しがされています。こちら大きく見直しがされている部分をご説明します。

「効率的かつ安定的な農業経営」の「個別経営体」からです。

まず、18ページの上段の果樹専業②として、マンゴーとパッションフルーツの組み合わせが新たに追加されています。

次に、23ページから25ページの畜産部門です。繁殖牛または生産牛の経営につきましては、ICT機器である、牛群管理システム、分娩監視装置が追加されています。

25ページの酪農専業、26ページの養豚一貫専業は、削除しています。

続きまして、「効率的かつ安定的な農業経営」の「組織経営体」についてです。

29ページをお開きください。露地野菜として、「キャベツ、青果用さつまいも、オクラ」を組み合わせた営農類型が追加されています。

次に31ページです。肥育牛専業が追加されています。

次に32ページです。養豚一貫専業が追加されています。養豚一貫専業につきましては、個別経営体では削除されましたが、組織経営体として追加されたことになります。

続きまして、34ページから43ページに「新たに農業経営を営もうとする青年が目標とすべき農業経営」についてですが、こちらにつきましては、ただいまご説明した「効率的かつ安定的な農業経営」の見直しに関連する部分の見直しがされており、その他は大きな変更はありません。

続きまして、54ページの8行目の網掛けの部分です。利用権設定において、農地所有適格法人以外の者の利用状況の報告は、農業経営基盤強化促進法施行規則第16条の2各号では削除されており、現在の法令では、農地法第6条の2と農地法施行規則第60条の2各号で位置付け

	てあるため、このように修正されており、これに伴い、５５ページの「（１２）農業委員会への報告」につきましても削除されています。 以上、素案以後に行われた大きな変見直し部分についてご説明いたしました。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、事務局から説明がされましたが、ご質疑、ご意見はございませんか。
１５番委員	この構想の変更は、農業委員会の意見決定後はどのような手続きで正式に決定されるのですか。
事務局	この意見聴取は、農業委員会の他いぶすき農協にも行っています。各意見をもとに修正などを行い、県知事へ協議を行います。 その後、知事の同意を得たうえで公告を行い決定されます。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第８号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第８号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。 本日の議題は、これで終了いたしました。 他にございませんか。
３番委員	アンケート調査についてですが、委員も変わっていますので、１回目の聞き取り内容を踏まえて２回目の調査ができるよう、調査票を配布する際は１回目の情報が分かるようにしていただきたいと思います。
事務局	１回目の調査が終わっている方については、その調査票の写しも一緒に２回目の調査票をお配りしていますので参考にしてください。 また、調査の際は、農地を今後どうしたいのかという部分をよく聞き取りしてほしいと思います。
議長	他にございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	他になければ、その他に入ります。 その他について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、その他についてご説明いたします。２６ページをご覧ください。

議長
委員
議長

事務局

その他（議案書 26 ページと 27 ページを参照して説明）

1. 一時使用届出について
2. 11月の行事報告
3. 12月の行事予定等
4. その他

他にございませんか。

「なし」の声あり。

他にないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、第5回指宿市農業委員会を閉会いたします。

全員ご起立願います。

一同礼。

（閉会 午後3時45分）

指宿市農業委員会会長 蓑田 六雄

議事録署名委員9番委員

議事録署名委員12番委員